



熊本県人権啓発  
キャラクター  
「コッコロ」

も  
ぐ  
じ

- 1P 高齢者の人権 ～住み慣れたところで尊厳ある生活を～
- 2P 性的指向・性自認に関する人権 ～性的マイノリティへの理解を深めるために～
- 3P 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害  
～海の向こうで救出を待っている人がいる～ /4 コマ漫画「コッコロの達人」
- 4P 相談窓口のご案内・お知らせ

## 高齢者の人権 ～住み慣れたところで尊厳ある生活を～

誰もが最後まで尊厳ある生活を続けたいと願っています。しかし、加齢に伴う衰えは避けて通れません。身近な高齢者がいつもと様子が違う、物忘れが多くなったと心配していませんか。まずは、高齢者のケアについて、基本的な知識から身につけませんか。

### 高齢者虐待とは？

#### 身体的虐待

(例) 叩く、つねる。無理やり食事を口に入れる。ベッドに縛り付ける。など

#### 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)

(例) 食事を与えない。おむつ交換をしない。ゴミを放置して劣悪な住環境の中で生活させる。など

#### 心理的虐待

(例) 怒鳴る。ののしる。侮辱を込めて子どものように扱う。排泄の失敗を嘲笑する。など

#### 性的虐待

(例) 懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触。など

#### 経済的虐待

(例) 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅等を本人に無断で売却する。など

### 認知症サポーターになりませんか？

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。県内各地でサポーター養成講座が開催されており、熊本県はその養成率が10年連続日本一を継続中です。受講については、各市町村の高齢福祉関係課へお問い合わせください。

### 「高齢者虐待では？」と思ったら

家庭や施設での高齢者への虐待は見つかりにくく、発見されたときには深刻化していることがあります。高齢者虐待の疑いが生じた際には、お住まいの市町村の高齢者虐待対応窓口にご連絡ください。



### 認知症に関する相談 認知症ほっとコール

(認知症の人と家族の会  
熊本県支部へ県と熊本市で共同委託)

TEL 096-355-1755

受付時間 水曜以外の毎日  
(土日祝日含む、年末年始除く)  
9:00 ~ 18:00



# 性的指向・性自認に関する人権

～性的マイノリティへの理解を深めるために～

「LGBT」という言葉を知っていますか。最近、報道でも目にする機会が増えてきましたが、日本では、来年の東京オリンピック・パラリンピック開催などをきっかけとして、多様な性のあり方に対する関心が高まっています。

## 人は多様な性に生まれます

私たちの「性」は、からだの見た目だけで決められるものではなく、もっと複雑で多様です。



### 性の多様性を知る 4つの要素

- ① **からだの性(生物学的性)**  
医師により出生時に決められる性
- ② **こころの性(性自認)**  
自分の性をどう思っているかということ
- ③ **好きになる性(性的指向)**  
恋愛や性愛の対象となる性
- ④ **性別表現(性表現)**  
自分自身の性の表現はどんなものかということ

### 性的マイノリティ「LGBT」 (エル・ジー・ビー・ティー)とは

- **Lesbian(レズビアン)**  
女性を恋愛や性愛の対象とする女性
  - **Gay(ゲイ)**  
男性を恋愛や性愛の対象とする男性
  - **Bisexual(バイセクシャル)**  
男性・女性の両方を恋愛や性愛の対象とする人
  - **Transgender(トランスジェンダー)**  
からだの性とこころの性が一致していない人
- ※「LGBT」という言葉は、性的マイノリティの総称としても使われており、上に示す以外にも様々な性的マイノリティの方がいます。

## あなたの周りにも性的マイノリティの方がいます

性的マイノリティの当事者は、誰にも相談できず、家族にも隠して暮らしている場合が多いと言われています。

また、周囲の誤解や無理解によって、本来の自分らしく生きることができず、日常生活の様々な場面で困難に直面している場合があります。

### [困っていることの一例]

- 職場や学校で同性愛者などへの偏見に満ちた会話を聞いて傷つく。
- 窓口などで書類上の性別と外見の性別が合わないことから、人前で何度も聞き返される。
- 同性パートナーとの同居を理解されるか不安で、近所づきあいを控える。

自分の性がどのようなものであるかということ(性自認)やどの性に惹かれるかということ(性的指向)は、自分の意思で選択したり、医療で変えられるものではありません。こうした様々な性のあり方に対する理解を深め、認め合っていくことで、誰もが自分らしく生きられる社会をつくっていくことが大切です。

※「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック」(2019年度)より



# 拉致問題その他北朝鮮 当局による人権侵害

～海の向こうで救出を待っている人がいる～

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

私たち一人ひとりが拉致被害者やその家族の思いを受け止め、この問題に関心を持ち、考え、行動することが、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させる大きな力になります。

## 拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事件が相次ぎ、これらの事件の多くが北朝鮮による拉致の疑いが濃いことが分かりました。政府認定拉致被害者17名のうち、5名とその家族は帰国しましたが、残された12名と拉致の疑いをぬぐえない多くの方が安否不明のままになっています。

毎年、熊本県では、本県出身の松木薫さん、本県に関係の深い増元るみ子さん両拉致被害者の救出に向け、講演会の開催、ポスター、パネル展示などを行い、さらに関係団体とともに街頭署名活動も行っています。



### 北朝鮮拉致問題啓発資料「とりもどしたい 家族の絆 熊本の拉致被害者 松木薫さん」

本県出身の松木薫さんの姉、斎藤文代さんへのインタビューによる、生い立ちから、スペインでの行方不明、北朝鮮からの手紙、待ち続ける家族の思いなどがまとめられています。



※ホームページからダウンロードできます。

熊本県 拉致問題資料

検索

平成18年(2006年)6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め北朝鮮当局による人権侵害問題の実態の解明、抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律では、国や地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。



## 『部落差別の解消の推進に関する法律』【平成28年（2016年）12月施行】

現在もなお部落差別が存在し、許されないものであることを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

法律では、次のような国や地方公共団体の責務を定めています。

- ・ 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること
- ・ 部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めること
- ・ 部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行なうよう努めること
- ・ 国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと

## 『熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例』

【平成7年（1995年）3月施行】

部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査は、条例で規制されています。県民、事業者は、次の行為をしてはならないと定められています。

- ・ 同和地区の所在地を明らかにした図書、地図、その他資料を提供する行為
- ・ 特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は、流布する行為
- ・ 結婚や就職に際して、特定の個人又はその親族の現在・過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為
- ・ その他、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為

## 在留外国人の生活相談

熊本県外国人サポートセンター（熊本県国際課内）  
Kumamoto Support Center for Foreign Residents

TEL 080-4275-4489

受付時間 月～金【祝、年末年始  
(12/29～1/3)を除く】  
8:30～17:15

※在留手続、雇用、医療、福祉、子育てなど。  
19か国語に対応。

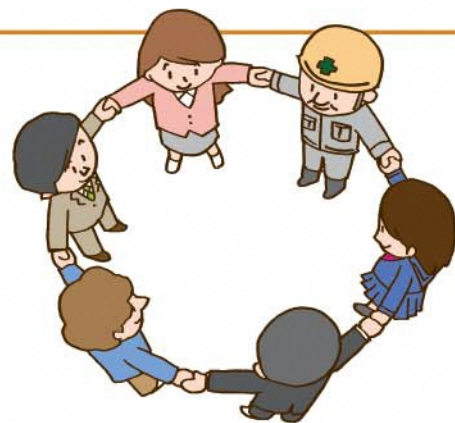
## 人権に関する相談窓口

専門の相談員が、面接や電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用 TEL 096-384-5822

受付時間 月～金【祝、年末年始  
(12/29～1/3)を除く】  
9:00～12:00  
13:00～16:00

熊本県人権センター（熊本県人権同和政策課内）



情報誌へのご意見、ご感想をお寄せください。

送付先

〒862-8570  
熊本市中央区水前寺6-18-1  
熊本県庁 新館2階  
熊本県人権センター  
(熊本県人権同和政策課内)

開 8:30～17:15

休 土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)

TEL 096-333-2299

FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県  
所属：人権同和政策課  
発行年度：令和元年度（2019年度）

再生紙を使用しています